令和９～１１年度プラスチック類再商品化処理業務委託（単価契約）

Ａ・Ｂ仕様書

１　業務名

　　令和９～１１年度プラスチック類再商品化処理業務委託（単価契約）

２　目的

　　本仕様書は、京都市が分別回収したプラスチック類（プラスチック製容器包装及びプラスチック製品が一括回収された状態のものをいう。以下同じ。）について、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和３年法律第６０号）(以下「プラスチック資源循環促進法」という。)第３３条に規定する再商品化計画(以下「再商品化計画」という。)に基づく再商品化処理業務について、その内容を定めるものとする。

３　委託期間

　　令和９年４月１日～令和１２年３月３１日

４　業務概要

（１）業務概要

　　　受注者は、京都市が市域内で分別回収したプラスチック類を、再商品化計画に基づき、京都市が指定する保管施設（一時保管施設）から、受注者の管理する保管施設へ運搬し、再商品化処理を行う。

　　　再商品化処理とは次に掲げる行為をいう。

　　①　プラスチック類について、製品の部品又は原材料として利用するものに有償又は無償で譲渡し得る状態にすること。

　　②　プラスチック類について、①に規定する商品としてそのまま使用するものに有償又は無償で譲渡し得る状態にすること。

（２）年間処理予定数量

　　　Ａ：４，２３０トン

　　　Ｂ：４，２３０トン

　　ただし、予定数量であり増減することがある。

（３）引取場所(一時保管施設)

　　　京都市が指定する京都市内又は近隣市町村に存する保管施設

５　業務内容

　　受注者は、プラスチック資源循環促進法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和４５年法律第１３７号)(以下「廃棄物処理法」という。)、その他関係法令等を遵守し、再商品化計画申請書の内容、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る再商品化計画の認定申請の手引き」（以下「手引き」という。）、その他認定再商品化計画の実施に係る環境省の説明資料、京都市の定める一般廃棄物処理計画及び収集作業計画に従って、誠実、完全に業務を履行すること（（公財）日本容器包装リサイクル協会が定める「運搬事業者とジョイントグループを形成する際の準則」に基づき、自らを代表再商品化事業者とするジョイントグループを形成し、協定を締結した運搬事業者が（１）の一時保管施設からの運搬を行う場合も同様とする。）。

（１）一時保管施設からの運搬

　ア　運搬を行う一般廃棄物の種類及び概算数量

　　(ｱ)種類・形状等

　　 圧縮梱包したマグネットプーリー等による事前選別後のプラスチック類（以下「ベール」という。）。ただし、Ａ及びＢの受託者両者から事前選別不要との申し出があった場合は、事前選別なしでの引き渡しを行う。

　　(ｲ)予定数量

　　　　４（２）のとおり

　イ　引取場所(一時保管施設)

　　　４（３）のとおり

　ウ　搬入先

　　　　受注者の管理する保管施設

　エ　運搬車両

原則としてバンボディトラックで引き取ることとする。

オ　報告

受注者は、毎月１０日（３月分の報告にあっては、４月５日）までに前月の業務に係る生産管理月報等の提出を行うこと。

　　カ　運搬経路等

引取車両の引取場所(一時保管施設)への進入経路及び引取場所(一時保管施設)から受注者の施設までの運搬経路については、京都市の指示を遵守すること。

　　キ　その他

運搬中は、交通法規を遵守すること。

（２）再商品化処理等

　ア　選別処理

運搬されたベールについて、手選別、光学選別、比重選別等の方法により、異物の除去を行う。

　イ　再商品化処理

再商品化計画に基づき、材料リサイクルの方法により再商品化処理を行う。

　ウ　異物及び残渣の処理

選別処理により除去された異物及び再商品化処理により生じた残渣は、受注者の施設等で処理を行う。また、自ら処理できる異物及び残渣は廃棄物処理法に基づき適正に処理すること。

エ　一時保管

一時保管施設から搬入されたプラスチック類、再商品化物(未完成のものを含む。)、残渣等の一時保管を行う。保管施設については以下の条件を満たすこと。

(ｱ)保管対象品目を５００トン程度保管できること。

(ｲ)京都市保管分と他市町村等分を明確に区分すること。

(ｳ)材料リサイクルの再商品化物については、ロットごとに管理を行い、製品包装(フレコンバッグ等)への識別表示について留意すること。

（３）その他

　　　受注者は、京都市から引き渡されたプラスチック類について、原則として３か月以内に再商品化計画に基づき再商品化処理を行い、再商品化製品利用事業者へ販売又は無償で譲渡するよう努めることとする。

６　プラスチック製容器包装及びプラスチック製品の比率及び調査

委託料の支払いにおけるプラスチック製容器包装及びプラスチック製品の比率は、次のとおり、前年度に実施するプラスチック類の品質調査（組成調査）結果による割合に基づき、(公財)日本容器包装リサイクル協会及び受注者と協議のうえ、決定する。

　令和９年度の比率：令和８年度に実施する品質調査結果に基づく比率

　令和１０年度の比率：令和９年度に実施する品質調査結果に基づく比率

　令和１１年度の比率：令和１０年度に実施する品質調査結果に基づく比率

【参考】令和７年度の比率：プラスチック製容器包装９１％、プラスチック製品９％

７　委託料の支払い

委託料は各月ごとの支払いとし、当該月のプラスチック類の引取量から、別途(公財)日本容器包装リサイクル協会、京都市及び受注者により契約した「認定再商品化計画における再商品化費用支払いに関する契約書」に基づき、当該協会が費用を負担することとしたプラスチック製容器包装(特定事業者負担分)の量を除いた量に対し、プラスチック製容器包装（市町村負担分）及びプラスチック製品、各々について、１キログラム当たりの委託単価を乗じて得た金額を支払う。算出額に１円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

当該月のプラスチック類の引取量の算出は、京都市又は京都市が一時保管施設等での中継業務等を委託する事業者若しくは受注者において計量した各引取車両の引取量を集計する。各引取車両の引取量は、１０キログラム単位で算出することとし、１０キログラム未満は四捨五入する。

　　京都市は、委託料について、プラスチック類の引取量を基に前月分を計算し、受注者から適法な請求書を受理したときは、当該請求額を３０日以内に支払う。

　　プラスチック製容器包装（特定事業者負担分）に係る処理委託料の支払いについては、「認定再商品化計画における再商品化費用支払いに関する契約書」によるものとする。同契約書の規定に基づき、プラスチック製容器包装(特定事業者負担分)の支払いが留保される場合は、京都市委託料の支払いについても留保することがある。

８　損害の負担

業務中に発生した事故、負傷等の損害（第三者に及ぼした損害を含む。）に関して、京都市は、一切の責任を負わない。ただし、その損害が京都市の責に帰すべき事由により生じた場合はこの限りではない。

９　再商品化の実施状況を把握するために必要な措置

（１）再商品化の実施状況の現地確認

　　　京都市は、「分別収集物の基準並びに分別収集物の再商品化並びに使用済プラスチック使用製品及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令」第４条の規定に基づき、年１回以上、現地確認を行う。現地確認の対象は、受注者の事務所、工場、事業場又は倉庫とし、帳簿、書類その他の物件の検査を行うものとする。

（２）プラスチック類の品質調査(組成調査)

　　　京都市は、受注者の協力を得て、プラスチック類の品質調査を行うものとする。品質調査の方法等は、手引きによるものとする。

（３）再商品化製品の品質検査

　　　京都市は、手引き別紙３「再商品化製品の品質を確保するための措置」に基づき、再商品化製品の品質検査を実施するものとする。

（４）再商品化工程等の操業管理

　　　京都市は、手引き別紙２「再商品化工程及び物質収支」にもとづき、再商品化が実施されていることを確認するものとする。

（５）生産管理書類の作成・報告

　　　受注者は、物質収支、稼働時間、再商品化製品の品質について、生産管理日報及び月報を作成するものとする。生産管理日報及び月報の報告内容は、手引きによるものとする。

（６）再商品化製品利用状況の報告

　　　受注者は、再商品化製品利用状況について、再商品化製品が手引き別紙１「分別収集物の収集から再商品化により得られた物の利用までの一連の工程図」どおり利用されていることを確認することができる書類、写真等とともに報告するものとする。

　　　また、京都市は、受注者の協力を得て、再商品化製品利用事業者への現地確認等を行う。

（７）廃棄物管理報告等

　　　受注者は、半年ごとに一度、以下の項目について京都市へ報告しなければならない。

　　ア　廃棄物管理報告(マニュフェスト履歴等)

　　イ　廃プラスチックの処理方法等

　　ウ　再商品化製品利用証明書

（８）違反行為等の疑いがある場合の措置

　　　違反行為等が行われている疑いが生じたときは、京都市は受注者に対し、再商品化の実施状況に関する報告書の提出や受注者の事務所、施設等への立入調査を行う。

　　　また、京都市、環境省、経済産業省、(公財)日本容器包装リサイクル協会その他関係機関から、違反行為の内容に関する業務改善報告書の提出を求められた場合は、受注者はこれを作成し、提出しなければならない。

10　業務不履行の際の契約解除及び変更

（１）受注者の自己の責任により、５（１）～（２）及び９（５）～（６）に定める業務を履行しなかった場合又は次のいずれかに該当して当該業務の履行が見込めないと判断される場合は、京都市は受注者に対して、契約を解除できるものとする。

　　ア　受注者又はその施設がプラスチック資源循環促進法第３４条第４項第３号若しくは第４号に該当するに至ったとき。

　　イ　受注者が自らプラスチック類の再商品化に必要な行為を実施するものでなくなったとき。

ウ　受注者の製造する再商品化製品が、京都市が指定する期間内において、手引き別添２に規定する品質基準を達成しないとき又はその達成が見込めないと判断されるとき。

エ　その他、受注者及び本委託業務において受注者とジョイントグループを形成する運搬事業者(以下「受注者等」という。)において当該業務の履行が見込めないと判断される十分な理由があるとき。

（２）受注者等が次のいずれかに該当するときは、京都市は契約を解除し、又は委託料を減額することができるものとする。

ア　京都市が作成する仕様書及び作業指示書等に定める内容を実施していない等の粗雑履行があったとき。

イ　適正な業務の実施を確保していないとき。

ウ　京都市が業務の是正又は改善を指導したにもかかわらず、これに従わないとき。

11　業務内容に変更等が生じる場合

（１）本契約及び本仕様書に記載する業務について、法令・規則の改廃、京都市の一般廃棄物処理計画、収集作業計画、施設の改変等やむ得ない事情で変更が生じる場合、受注者と速やかに協議し、契約の変更・見直し等を行うこととし、受注者はその変更内容等に従って作業内容を変更しなければならない。

（２）受注者は、処理工程や設備、操業体制等について、再商品化計画の内容に変更等を生じることとなった場合には、京都市と事前協議のうえ、申請・届出を行わなければならない。

12　環境への配慮

（１）受注者等は、温室効果ガス排出量の少ない運搬方法や処理方法を採用するなど、再商品化工程全体の温室効果ガス排出量の低減につながるよう配慮すること。

（２）受注者は、地域貢献や社会貢献に努めること。

13　秘密の保持

（１）受注者等は、本契約業務履行を通じて知り得た相手方の業務上の秘密を外部に漏らし、又は、他の目的に使用してはならない。本委託業務の履行に当たる受注者の使用人も同様の義務を負い、この違反について受注者はその責めを免れない。

（２）受注者等は、本委託業務の履行過程において知り得た情報（個人情報を含む。）及び秘密を第三者に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。調査のために雇用する者に対しても、同様の旨を周知徹底する。

（３）前各項の規定は、契約が終了、又は解除された後においても同様とする。

14　業務履行における注意義務

（１）受注者は、本業務に係る責任者を京都市へ届け出ること。

（２）受注者は、業務を行うに当たり、京都市の担当者と十分な連絡を取りながら、業務の完遂を期するものとし、常に業務従事者に周知徹底が図られるような連絡体制を整えなければならない。

（３）受注者は、休日・夜間等において、京都市からの緊急連絡や作業等に対応できる体制を整えなければならない。

（４）受注者は、業務を行うに当たり、プラスチック類の分別回収の促進に係る周知啓発に係る事業のほか、京都市の施策に協力するように努めなければならない。また、地震や風水害等の災害緊急時の業務等については、京都市の指示に従って行わなければならない。

（５）受注者等は、本委託業務に係るもの以外を含め、自らが行う業務に関連して労働災害や交通事故が発生した場合、又は自らが管理運営する施設・営業所等において火災事故が発生した場合は、速やかに京都市へ報告するとともに、本業務に必要な安全対策・火災対策を講じることとする。

（６）作業員等の労務管理等にあたっては、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法等の労働関係法規を遵守すること。

（７）本業務の履行に際し、京都市の施設及び備品に損害を与えた場合は、京都市担当職員に報告し、遅滞なく原状回復すること。

（８）受託者は、受託業務を自ら実施するものとし、第三者に再委託してはならない。ただし、第４項第１号の業務について、（公財）日本容器包装リサイクル協会が定める「運搬業者とジョイントグループを形成する際の準則」に基づき、自らを代表再商品化事業者とするジョイントグループを形成して分別収集物の運搬をジョイントグループを形成する運搬業者へ委託する場合にあってはその限りでない。

15　その他

（１）受注者は、再商品化計画の申請及び審査に係る申請書類、添付書類等の作成、現地確認調査その他について、京都市、環境省、経済産業省、(公財)日本容器包装リサイクル協会その他関係機関からの指示等に基づき、協力しなければならない。

（２）契約の締結については、再商品化計画の認定を条件とし、当条件が成就しなかったときは、京都市に対し損害賠償等の要求は行えないものとする。

（３）受注者は、京都市から経理的基礎に係る書類の提出依頼があった場合は、これを提出しなければならない。

（４）処理単価は契約期間中の物価等の変動予想額も含めて設定のうえ、契約するものであり、契約期間中に物価等の変動があっても原則として契約変更しない。

（５）この契約に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、別途協議するものとする。